

建築基準法第6条第1項第4号の規定に基づく 知事が指定する区域(確認区域)を廃止します

建築基準法(以下、「法」という。)第6条第1項第4号の規定に基づき、愛媛県知事が関係市町村の意見を聴いて指定した区域(以下、「確認区域」という。)について、令和7年4月1日の改正建築基準法の施行とあわせ、令和7年3月31日限りで全て廃止します。(※今回の廃止に伴う影響範囲は、別紙のとおり。)

なお、当該改正前後において、下表のとおり建築確認の対象建築物の区分が変更となりますので、ご注意ください。

◆建築確認等の対象建築物(法第6条第1項関係) ※以下表のいずれかに該当する場合

改正前 (令和7年3月31日までに着工)	改正後 (令和7年4月1日以降に着工)
法別表特殊建築物で、当該用途に供する部分の床面積が200㎡超のもの (旧1号建築物)	法別表特殊建築物で、当該用途に供する部分の床面積が200㎡超のもの (新1号建築物)【変更なし】
木造建築物で、階数3以上又は延べ面積500㎡超、高さ13m超若しくは軒高9m超のもの (旧2号建築物)	階数2以上又は延べ面積200㎡超のもの (新2号建築物)【変更あり】
木造建築物以外で、階数2以上又は延べ面積200㎡超のもの (旧3号建築物)	<u>※旧2・3号の区分が「新2号」に統合され、木造建築物の対象範囲が拡大。</u> (木造建築物以外は、変更なし。)
都市計画区域等内における建築物 (旧4号建築物)	都市計画区域等内における建築物 (新3号建築物)【変更なし】(新1・2号除く)

【都市計画区域等】

都市計画区域若しくは準都市計画区域(いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。)若しくは景観法第74条第1項の準景観地区(市町村長が指定する区域を除く。)内又は確認区域

建築確認とは、建築物を建築する前に、特定行政庁若しくは民間の指定確認検査機関に対して、建築計画が建築基準法の規定を満たしているかの確認を申請することで、適合している場合は「確認済証」が交付されます。

建築確認等の対象建築物の場合、確認済証の交付を受けた後でなければ、建築物を着工することができません。詳しくは下記までお問合せください。

お問合せ先：
愛媛県土木部道路都市局建築住宅課
TEL 089-912-2757(直通)

<別紙>

令和7年4月1日の確認区域の廃止に伴い、実質的な影響を受ける区域(建築物)は、下表の区域内の小規模建築物(平屋かつ延べ面積200㎡以下の建築物)のみです。

下表の区域内において、令和7年4月1日以降に着工する小規模建築物については、建築確認等の手続きが「不要」となります。

なお、建築確認等の手続きが不要となる場合においても、建築基準法には適合させる必要がありますので、ご注意ください。

現時点においても、都市計画区域「外」の確認区域

所管行政庁	現在の自治体	指定市町村	指定告示
愛媛県	伊予市	伊予郡上灘町	昭和26年9月愛媛県告示第473号
		伊予郡中山町の一部	昭和28年4月愛媛県告示第316号
	西予市	東宇和郡俵津村の全域	昭和28年4月愛媛県告示第316号
	松野町	北宇和郡松丸町の一部	昭和28年4月愛媛県告示第316号
今治市	今治市	越智郡伯方町	昭和26年7月愛媛県告示第384号
		越智郡宮窪町の一部	昭和28年4月愛媛県告示第316号
		越智郡津倉村の一部	昭和28年8月愛媛県告示第556号

※ 現時点、上表の区域以外にも確認区域として指定している区域はありますが、既に都市計画区域に編入されているため、今回の廃止に伴う実質的な影響はありません。
(都市計画区域内では、令和7年4月1日以降に着工する小規模建築物についても、引き続き、建築確認等の手続きが「必要」です。)